

第 35 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成23年3月9日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 35 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成23年3月9日(水曜日)

午後1時1分開議

午後1時13分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策について
- (2) 付託調査事件（所轄事務調査）の調査終了について
- (3) その他

出席委員(13人)

委員長 西岡勝成
副委員長 前川 收
委員 山本秀久
委員 渡辺利男
委員 早川英明
委員 中原隆博
委員 馬場成志
委員 大西一史
委員 氷室雄一郎
委員 鎌田 聡
委員 吉永和世
委員 溝口幸治
委員 船田公子

欠席委員(1人)

委員 村上寅美

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 駒崎 照雄

次長 谷崎 淳一

次長 内田 安弘

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 野田 正広

環境保全課長 松島 章

水環境課長 田代 裕信

水俣病保健課長 田中 義人

水俣病審査課長 寺島 俊夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 川上 智彦

議事課課長補佐 平田 裕彦

午後1時1分開議

○西岡勝成委員長 開会に先立ちまして御報告をいたします。

本日、村上委員は欠席でございます。

ただいまから第35回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に4名の傍聴の申し出があつておりますので、これを認めることといたしました。

それでは、議題に入ります。

本日は、前回の特別委員会以降の水俣病被害者対策に関する状況について、執行部から報告を受けた後、質疑を行いたいと思ひます。

なお、説明等を行われる際、執行部の皆さんには、着席のままで行っていただきたいと思ひます。

それでは、説明資料に基づきまして、田中水俣病保健課長及び寺島水俣病審査課長に説明をお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

1の前回の特別委員会以降の水俣病対策の主な経緯につきまして御説明をいたします。

平成22年12月15日特措法に基づきチッソ株式会社が申請しておりました事業再編計画が国によって認可をされております。

本年23年1月12日チッソ株式会社が事業会社を設立いたしております。

とびまして最後の2月8日、特措法に基づきまして、大阪地裁へチッソ株式会社が申請しておりました事業会社への事業譲渡が大阪地裁によりまして許可がされています。

その間、大阪、東京での特措法の説明会と認定審査会を開催いたしております。

2の新たな救済策の取り組みについてでございます。

裁判上の和解による解決については、2,998人、特措法に基づく救済につきましては、2万8,762人でございます。

特措法の内訳でございますが、下の表の一時金等の給付申請の右の小計のところを御覧いただきたいのですが、1万3,965人でございます。

次のページをお願いいたします。(2)の取り組み状況につきましては、前回から変わりがございませんので説明を省略させていただきます。

(3)の今後の県の役割についてでございますが、これも前回から変わりはございませんが最初のポツのところ、ノーモア・ミナマタ、ノーモア・ミナマタ近畿、ノーモア・ミナマタ東京の3つの国賠訴訟につきましては、原告被告で本年3月までに和解が成立するよう今、最大限の努力を行っているところでございます。

水俣病保健課、以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 続きまして水俣審査課から説明いたします。資料3ページをお願いします。

(1)につきましては、2月28日現在の認定申請者は2,416名でございます。

(2)につきましては、説明を省略させていただきます。

(3)についてでございますが、認定審査会の開催は、21年2月に開催して以来は12回開催してきておりまして直近では今年の2月に開催をいたしております。

今後円滑な運営を図ってまいります。

4番でございますけれども、裁判の状況につきましては、国家賠償等請求訴訟につきましては先ほど水俣病保健課長の方から説明いたしましたとおり4件のうち3件は今年3月までの和解成立をめざしております。

また、棄却処分取り消しや認定義務付け等を求める行政事件訴訟につきましては、3件が提訴されております。

今後も県の処分の正当性等を主張、立証してまいります。

なお、各訴訟の概要につきましては4ページの方に記載をしておりますが、説明の方は省かせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○大西一史委員 今後の県の役割というところで、今、和解協議をしている状況だろうというふうに思います。

私たちも議会でできるだけ早くこの特措法について、いろいろな意味で救済が幅広くできるよにということやってきたつもりだし、その辺の協議も含めて今後どういう動きになるのか。

当然、原告側のいろいろな考え方とかそういったものもあるのでしょうかから微妙なところかなと思いますけれども今、状況として我々に報告できる状況が何かあればそれをちょっと教えていただきたい。

○田中水俣病保健課長 現状なりこれからの予定につきまして、お話ができる範囲で申し訳ございませんがご回答させていただきます。

まず和解の方につきましては今原告被告で最後の詰め協議を行っております。

これは、もう特措法の方に限らず、原告の方も早期救済というものを願ってらっしゃいます。

私どもも同じ思いでございますので、次の期日が3月25日でございます。

その時において、和解が成立するよう今原告被告で細かい点いろいろ詰をさせていただいております。

必ずこれが、和解が成立するよう先ほども申し上げましたが、県のほうとしても最大限の努力を行っているところでございます。

それから特措法の方につきましては、本日、一部報道がされておりますけれども特措法の救済を求める主な団体につきましては、今月の23日にチッソ株式会社の方と紛争終結の協定を結びたいと私どもの方にもそのような意向があるということは聞いております。

もとよりその団体に所属している所属していないにかかわらず、どなたも被害者の方は早期救済を切に望んでいらっしゃいますので、その思いに応えられますように、これまでもそしてこれからも診断や判定の実務に精一杯対応してまいりたいと思っております。

○大西一史委員 今のような状況で当然当事者がそれぞれいらっしゃる中で、例えば和解がこっちが一方的に和解がどうかということもいえないわけで、そこは、また状況がわかった時点で私たちも早急にいろいろなことを知らせていただきたいということ。

それから、やっぱり特措法に関して今朝ですかね記事もいろいろでましたけれどもやっぱりどうしても早く幕引きをしているんじゃないかみたいですねイメージをこうもた

れるようなですね、まあ、そういったこともあるんじゃないかというようなこう、まあ、比較的批判的な立場からの報道等もあってましたけれども、私たちは、委員会として、そういう気はさらさらありませんから。

その点に関しては、逆にですね、そういう風に執行部の方も思われぬように、丁寧にやっていただきたい。

それは、強く要請といいますか、してきますので、その点別に答弁はいりませんけれども、まあ、その辺は丁寧にやって被害者の救済ということ早期にただ早く幕引きをするということではないことでの救済をきちっとですねやっていただきたいということをお願いしておきます。

○西岡勝成委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 ないようですので、次に、本委員会に付託された調査事件について諮りをいたします。

和解協議の進展状況により、会期中に本委員会の対応が必要になることもありますが、現時点では、お手元の議事次第に記載の付託調査事件について、今回で調査を終了する旨、熊本県議会会議規則第84条に基づき、議長へ報告することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に移ります。その他に何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 特にないようですので、それでは、私の方からお話し申し上げます。

ノーモア・ミナマタの各訴訟において、裁判所における和解協議が東京訴訟は3月24日、熊本訴訟は25日、近畿訴訟は28日に

予定されております。

それぞれの期日で和解が成立するよう、原告・被告で大詰めの協議をしているとのこと
です。

和解協議の進展状況によりますが、県議会
としての対応が必要になる場面が生じる可能性
もありますので、委員各位におかれまして
は、予め御了承いただきますようお願いをし
ておきます。

和解成立に向けて、いよいよ大詰めの段階
となっておりますが、引き続き、和解と特措
法の救済のどちらも、国と連携を密にして、
解決に向け迅速に対応していただきたい。ま
た、公健法の認定業務についても、着実に進
めてもらいますように執行部をお願いして
おきます。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

ここで本来ならごあいさつをすべきところ
でございますけれども、まだ会期が残って
おりますので、また先ほど申し上げました
ことも考えられますので、その際に最後
のごあいさつをさせていただきます。

それでは、これをもちまして本委員会を
終了いたします。

ありがとうございました。

午後1時13分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長